

# 公営田と調庸制

— 貢納制から交易制へ —

村井 康彦

【要約】 わが国における九一〇世紀という時期が、一つの大きな調期であつたことについては、以前から指摘されて来たところだし、じじつ種々な事柄に関し多角的な観点からの「証拠」が提出されて来ているように思われる。これを主題である律令財政史の面から見た場合、田租と共に重要な国衙収入源となつた公出挙制についていえば、まさしくこの時期において利稲の率稲<sup>1</sup>地稅化が見られ、国家財政構造の変質が現象しつつあつたことが知られたのだが、他方中央財源となつた調庸制については如何であつたろうか。従来この点に関しては、例の弘仁一四年太宰管内に実施された公営田制をもつて、調庸物取取の停止<sup>2</sup>地稅取取化への轉換を示すもの、というふうに一般に見られて来たし、私自身もそう信じて疑わなかつた。しかし実際に公営田制の構造なり目的とする所を再検討してみると、意外にもそのようには判断しえなくなつて来た。結論的にいえば、公営田制は調庸制の延命をはかつたものでこそあれ、それを停止し土地生産物取取に切換えたものではないのである。だとすれば当然、このことを通じて調庸制の変質過程も再検討する必要がある。本稿執筆の動機は、ほぼそのような点にあつた。

## は し が き

ここ数年間における古代史の研究動向を眺めるに、そこに見出される一つの顕著なる事實は、律令国家の財政構造の究明が精密に行われて来ている、ということであらう。

国家財政の構造を明らかにすることは、その国家の権力構造を理解するための前提条件であるから、これらの研究は、律令国家体制をいかに把握し歴史的に意義づけられるかという、現在もなおその結論を得ない問題の解明に、希望的な光明を投げかけてくれるに違いない。

とはいえ、これを律令国家の最終段階たる平安時代に限つてみる時、なお究明さるべき事柄は少くないように思われる。律令財政史もしくは税制史の研究で最も進んでいるのは公出挙制の分野であると思うが、同じく律令税目である田租制や調庸制については、これを主題として論じた研究<sup>②</sup>というのは、必ずしも多いとはいえないのが現状である。就中調庸制の、それも平安期における問題に関しては、戦前における喜田新六氏<sup>③</sup>、最近における村尾次郎<sup>④</sup>・齒田香融<sup>⑤</sup>・門脇禎二氏等の研究を代表的なものとして挙げうるにすぎない。この中門脇氏の論考は、調庸制收取形態の変化を社会的分業の発展過程の中で把えようとされた、きわめて示唆に富む研究で、調庸制研究の新しい分野を開拓したものとえよう。これに対し村尾・齒田両氏の研究は、これまで蓄積された律令財政史の研究成果の上に立つてなされた包括的な財政史的研究である。したがつてこれからの調庸制の研究は、右二種の研究成果を綜合する方向においてなされるべきであるが、ただ平安期を通じての変転過程については、その現象的あるいは制度的な面でもなお整理されていない事柄が少くない。本稿がその面での考察に専ら力をそ

そいだのもそのような研究の現状に鑑みてのことであつた。さて平安時代における調庸制を研究する上でまづ取上げらるべき事項といへば、平安初期弘仁一四年に実施された公營田制であろう。なぜならその実施によつて、少くとも太宰管内では調庸制は大きく変質したとされ、それはひいては律令国家の変貌を示すもの、と意義づけられているからである。果してそうであるか。そうだとすればどの様な意味においてであるのか。本稿が公營田制の検討から出発しそれを主題とした所以であり、そこから更らに調庸制全体の問題に言及して行きたいと思う。

- ① 最近における公出挙制の研究で特筆すべきものとしては、早川次郎氏「公磨稲制度の成立」(『史学雑誌』六九ノ三)、齒田香融氏「出挙—天平より延喜まで—」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』)、村尾次郎氏『律令財政史の研究』などがある。就中齒田氏の論文は、その副題にも見られるごとく公出挙制の成立・展開・解体過程を總括的に論じた雄篇で、国家財政・給与体系に於いて果した出挙の役割を見事に剔出してゐる。
- ② 田租制の研究は、これまで田積・斤量などの問題については詳しく論ぜられているが、田租制のとくに平安期に於ける展開過程については、一・二の研究を除いて未開拓の分野であるといつてよい。この点については次の機会に取上げたい。

③ 「令制下に於ける物資の融通運用に就いて」(『史学雑誌』四

九ノ六・七）「奈良朝に於ける錢貨の価値と流通とに就いて」

〔『史学雜誌』四四ノ一〕

④⑤ 註①参照。

⑥ 「調庸收取形態の変化とその背景」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収）

## 第一章 公営田制の再検討

### 第一節 公営田の構造

弘仁十四（八三三）年、時の太宰大貳小野峯守の建築により太宰府管内に設定実施された公営田の制度とは、管内九ヶ国の口分田及び乗田の中から上田一二、〇九五町を割き、これを徭丁六〇、二五七人をして耕營せしめ、その獲稻より佃功・租料・調庸料・食料及び修理溝池官舎料を差引いた一、〇八〇、四二一東を納官分となし、以て財収の増加を図つたものである（下表参照）。

公営田に関する研究としては、周知のごとく赤松俊秀氏の劳作「公営田を通じて観たる初期庄園制の構造に就いて」<sup>①</sup>を筆頭に挙げなければならない。公営田をめぐる諸問題は、ほぼこの論考の中に提出されているからである。そのご石母田正・竹内理三・藪田香融氏等々によつて閑説される所

があり、公営田の構造なり史的意義については、今日充分

○面積	9ヶ国 76,587町	<table border="0"> <tr> <td>口分田</td> <td>65,677町</td> <td>→</td> <td>5,894町</td> <td rowspan="2">良田 12,095町 (徭丁 60,257人 正長 1町以上監督)</td> </tr> <tr> <td>乗田</td> <td>10,910町</td> <td>→</td> <td>6,201町</td> </tr> </table>	口分田	65,677町	→	5,894町	良田 12,095町 (徭丁 60,257人 正長 1町以上監督)	乗田	10,910町	→	6,201町												
口分田	65,677町	→	5,894町	良田 12,095町 (徭丁 60,257人 正長 1町以上監督)																			
乗田	10,910町	→	6,201町																				
○獲額	<table border="0"> <tr> <td>肥後国分</td> <td>3,602町</td> <td>×</td> <td>町別 460東</td> <td>→</td> <td>1,656,920東</td> </tr> <tr> <td>他8ヶ国分</td> <td>8,493町</td> <td>×</td> <td>町別 400東</td> <td>→</td> <td>3,397,200東</td> </tr> </table>	肥後国分	3,602町	×	町別 460東	→	1,656,920東	他8ヶ国分	8,493町	×	町別 400東	→	3,397,200東	5,054,120東 [A]									
肥後国分	3,602町	×	町別 460東	→	1,656,920東																		
他8ヶ国分	8,493町	×	町別 400東	→	3,397,200東																		
○除	<table border="0"> <tr> <td>佃功</td> <td>町別 120東</td> <td>→</td> <td>1,451,400東</td> <td rowspan="5">} 3,973,699東 [B]</td> </tr> <tr> <td>食料</td> <td>人別米 2升</td> <td>→</td> <td>723,084東</td> </tr> <tr> <td>修理溝池官舎料</td> <td></td> <td>→</td> <td>110,000東</td> </tr> <tr> <td>調庸料</td> <td>人別 {調庸 20東 / 15東}</td> <td>→</td> <td>1,507,790東</td> </tr> <tr> <td>租料</td> <td>町別 15東</td> <td>→</td> <td>181,425東</td> </tr> </table>	佃功	町別 120東	→	1,451,400東	} 3,973,699東 [B]	食料	人別米 2升	→	723,084東	修理溝池官舎料		→	110,000東	調庸料	人別 {調庸 20東 / 15東}	→	1,507,790東	租料	町別 15東	→	181,425東	
佃功	町別 120東	→	1,451,400東	} 3,973,699東 [B]																			
食料	人別米 2升	→	723,084東																				
修理溝池官舎料		→	110,000東																				
調庸料	人別 {調庸 20東 / 15東}	→	1,507,790東																				
租料	町別 15東	→	181,425東																				
○納官	[A] 5,054,120東 - [B] 3,973,699東 =	1,080,421東																					

明らかといえよう。いまこれらの研究を整理してみると、①田制（土地制度）に關する問題、②收取ノ負担体系に關する問題、の二点が、特に中心となつてゐることが知られる。前者については赤松氏が民間営田の構造的連関

性をはじめて指摘され、初期庄園における正長の問題を論ぜられたことは周知のところ、また石母田氏も経営方法を通じてみられる奴隸制的性格を強調される所があつた。第②の点については、たとえばそれは竹内・蘭田氏等の見解にみられる所で、とくに調庸の問題を通じて律令制取取<sup>1</sup>負担体系の変質なり転換を指摘されるものである。後述するごとき内容をもつ、両氏に代表される所説は、今日ではほぼ通説・定説の地位を占めて来ているといつてよい。公営田制を全体的に再検討しようとならば、むろん少くとも右の二点から総合的に論じて行くべきであらうが、ここでは前稿<sup>①</sup>との関係もあつて主として第二の問題、即ち取取<sup>1</sup>負担体系の面について考察を進め、以て公営田制の側面を明らかにして行きたいと思う。

さて考察の対象を右のように限定した上で、私は次の諸点に着目したい。

その一 岑守の立案が政府議定により根本的な修正を受けたという事実である。この点についてはすでに赤松氏の指摘される所があり、いまそれに付加するものを有しないが、要するに、公営田よりの収益(年間一〇八万余束、岑守

は三〇年間で三、二〇〇余万束蓄積することを意図した)を、岑守は「正税」に混合しようとしたのに対し、政府はこれを全て「納官」分としたのである。正税に混合するとは、直接的には国衙正倉に納められその財源となることであるが、<sup>②</sup>乗田を公営田に割くことによつて地子入の減少を来たした上、公営田の収益を国衙入とされたのでは、政府として承認しがたいところであつたらう。岑守が、「今法者溺於古律、儒者拘於旧礼」として「變易常制、輒上<sup>1</sup>新議」<sup>1</sup>さんとしたのに対し、政府が「古来所行、誠憚卒改<sup>1</sup>」<sup>1</sup>とした根本理由もここに存したと思われる。したがつて右の如き原則の修正によつて、公営田制のいわば指導権が岑守即ち太宰府側から政府側へ移されたとも考えられるのである。具体的にいえば、後述する如く、中央財収面において公営田からの収益は大となつたのである。

その二 これと密接に関連することであるが、公営田を構成する地種の問題である。即ち公営田は、先述した如く、口分田と乗田(公田)とを割いて設定したものであるが、この二つの異つた地種が充てられたことは何等かの意味をもたなかつたであらうか。そのことが、公営田の収益關係

に投影していないであろうか。というのは、口分田よりの田租入は国衙に留められて不動穀とされた、いわば国衙財取であつたが、乗田よりの地子入は、田令に「其価（地子）送太政官、以宛雜用<sup>④</sup>」とあつて、中央の収入であつたから、本来異つた意味をもつ両者を割きとつた場合、当然公營田よりの収入の分配なり帰属が問題になつたと思われるのである。尤も国家財政を中央財政と地方財政に分け、両者をごとさら別個対立せしめる考え方は、律令国家が中央集権体制をとるものであつた以上、喜田新六氏の指摘される如くけつして正しいことではない<sup>⑤</sup>。中央・地方を通じて財源を有無相補つてゐるからである。しかし喜田氏自身律令財政の構造と変遷を包括的に跡付けられたのち、結論として、その破綻を招いたのは「中央と地方との間に、財政上に於ける疎隔が生じたことであつた。」と述べておられるように、平安時代においては、中央・地方の疎隔や対立関係が生じている事實は否定しがたいのである。むしろ事實は、両者の対立・分裂の激化する過程が、平安時代における律令財政の在り方ではなかつたらうか。そのような観点から、わたくしはここで公營田制の二重構造ともいふべ

きものを指定し、収益の帰属の問題を考えるべきことを指摘しておきたい（具体的にはその四で述べる）。これは亦次に述べる「納官」分と「除」分の問題にも関連して来るのである（前掲表参照のこと）。

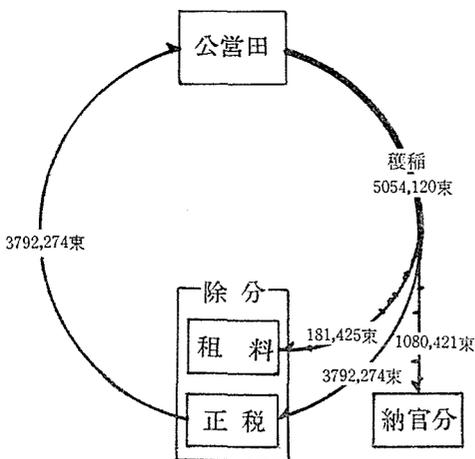
### その三 公營田の穫稲より佃料・食料・租料・調庸料・

修理溝池官舎料が「除」分として差引かれ、その残りが「納官」分とされていることの意味いかんである。何故ならわれわれはふつう右の「除」分を一括して扱つてゐるが、子細に検討するならば、これら各項は必ずしも同じ機能を果し、同一の意味をもつとは限らないことが判明するからである。明白な事実から指摘して行こう。

太政官奏によると、よく知られてゐるように「給功并食一如民間、以正税充營料」つとあり、營料即ち右の佃功料・食料には正税が用いられ、秋に公營田の穫稲から、先に使用した正税相当額を割いて正倉に返納したことが知られる。修理溝池官舎料も實質は營料（役夫功食料）であり、穫稲を用いてゐるから、右と同様とみてよい。つぎに調庸料は「須調庸者夏月以正税宛寬価而交易、秋取之後以營田之獲返納」とあるから、こゝまた營料と

変りなかつたことがわかる。正税を用いるというのであるから、各国衙より支出せしめたものであることは勿論である。とするならば、国衙にとつては、一時支出した正税は公営田穫稲より返納されるのであるから（ちなみに、この正税分は百姓居住地近辺に建てられた「小院」に保管され、出納に便ならしめた）、年間を通じての収支には何等変動はなかつたわけである。しかし「租料」の場合は、営料（功稲・食料・修理料）・調庸料とは本質的に異なつてゐる。何故ならこの田租料は、公営田穫稲より町別一五束、計一八一、四二五束を一方的に割いて正倉に納めるばかりであつて、これの相当額の正税を流用することは全くないからである。つまり「除」分中租料だけは他と異なり純粹に国衙の収益なのである。これが「除」分とされ支出分に含められているのは、あく迄も「納官」分が国衙入でなく既述の如く中央財取であり、その立場から収支が計算されたことに基ずくものに他ならない。以上を要約すれば、次の如きことが出来る。公営田の制度は、国衙正税を割いてこれを営佃（及び調庸物調達……後述）に必要な経費に充て秋収後穫稲中よりその相当額を返納せしめ、以て官衙入ならびに

第一図



【註】 図中「租料」は本倉に納められて「正税」となるわけだが、ここでは、便宜上兩者を區別した。第2図でも同様。

国衙入を確保しようとした制度である、と。これが公営田の二重構造といつたことの実体である。いまこれを図示すれば左の如くなるであらう。この図によつても明らかのように、正税（除）分の中「租料」を除いた三、七九二、二七四束が公営田耕営に投下され再び回収される、という循環、即ち国衙正税を回転運用することによつて、納官中央収入と租料国衙収入とを生み出して行く状態が知られるであらう。つまりこれは正しく

出挙制の形態をとる制度に他ならない。太政官奏が右の結果得られる納官分に対して「越於論定之息利」などという表現をとっているのは、蘭田氏も指摘されている如く、公營田制が公出挙制の形式をとつていたことを意味し、立案者もそのことを充分承知していたことを物語るものである。

その四 しからばかかる公營田制を実施することによつて、中央・国衙を通じ、実施以前より財収の増加を期待し得たのであろうか。その答えは勿論然りである。

尤もそのことの計算は厳密に出来るわけではない。まず田租入については、公營田よりの租料一八一、四二五東の他、当該田に割かれた残りの口分田が五九、七八三町あるから、それよりの租入（町別一五束）が八九六、七四五束となり、両者合せて田租入は一、〇七八、一七〇束となる。これは公營田制を実施する以前の田租入九八五、一五五束（一五束×六五、六七七町）より九三、〇一五束多いのであつて、国衙にとつて公營田制が有効なものであつたことは疑う余地がない。次に官衙入の場合は如何であらうか。九ヶ国の乗田は一〇、九一〇町あつたといふのであるから、それよりの地子入（穫稲の五分一）は、乗田を全て上田（穫

稲を町別五〇〇束）と見た場合で一、〇九一、〇〇〇束、中田（同四〇〇束）とすれば八七二、八〇〇束、而して全てが上田であつたとは考えられないから、多く見積つても九五〇、〇〇〇束という所であらう（穫稲を町別四五〇束として九八一、九〇〇束の地子入となる）。これに対して公營田を実施した場合、納官分は一、〇八〇、四二一束で、これだけで既に前者を超えるのであるが、公營田に設定された残りの乗田がなお四、七〇九町あるから、その地子入（上田の場合四七〇、九〇〇束、中田三七六、七二〇束）を加えると、実際の納官数は一、五〇〇、〇〇〇束にも及んだことにならう。尤も赤松氏によれば、残りの乗田は口分田に編入されたというから、その地子入は計算に入れることは出来ないが、その場合でも右に述べた如く、収入増加には変りはない。したがつて中央財収面でも公營田制実施によつて有利となつたことが知られる。これは、その一で述べた、収益の正税混合方式から納官方式へ切換えたことの結果であることは、いう迄もない。

次にその二で保留した問題、即ち口分田と乗田の混合からくる収益の分配・帰属のことについて考えてみよう。公

営田に割いた口分田（国衙）は五、八九四町であるから、その経済価値（田租収入）は八八、四一〇束、これに対して乗田（中央）は六、二〇一町であるから、その収穫高を平均町別四〇〇束として経済価値（地子収入）は四九六、〇八〇束、したがって両者の比率は一对五・六ということになる。そこでもし先に指摘した公営田の二重構造なるものという意味をもつとするならば、これら両地種が公営田に姿を変え混融されたとしても、それよりの収益の分配比は当然「租料」額（国衙）対「納官」額（中央）の比として表わされ、それは右に述べた比率と同じであるはずだろう。そこで「計画表」を見ると、租料は一八一、四二五束、納官分は一、〇八〇、四二一束で、両者の比は一对五・四、これは先の比率と極めて近似し、つまり国衙と中央とによる公営田収益の分配比を考慮に入れていることは、疑う余地がない。これが公営田に口分田と乗田が割かれたことの実質的意味である。

以上公営田の収益をめぐって種々な角度より検討したが、その結果①国衙と中央それぞれの収入額（その三・その四）、②両者の比率（その二・その四）、の二点において、公営田の

いわゆる二重構造の実体が知られたであろう。したがって従来公営田の収益については、納官分の数字だけが問題にされて来たように思うが、それと同等に租料も考慮されなければ、一面的な理解に終つてしまふであろうことを、とくに指摘しておきたい。

その五 公営田が田租、地子入の面で果たした役割は大略右の如くであるが、公営田制には今一つ重要な目的があつた。それは調庸物（中央財取）の確保という問題であつたが、しかしこのことは先程来取上げて来た公営田の「計画表」（三頁）の中にはあらわされていないのである。

即ち公営田耕営の諸経費に正税が使用されたことの一般的意味は先に述べた通りであるが、しかし更に検討を加えて行くと、「除」分の正税（租料は関係なし）中、佃功・食料・修理溝池官舎料と調庸料とは、その果たした役割が根本的に異なつてゐる、という事実が判明するのである。といふのは前三者はいづれも「営料」であり、直接公営田の耕営に關係ある支出であるのに対して、調庸料は直接的には営佃に關係するものではないからである。しからば何のために正税を割きそれを調庸料として支出したのであるうか。

このことの考察は、じつは最初に指摘した、公営田における律令制取体系の変質という問題に関連するので、次節において、これに関する既往の説を検討し、それを通じて論点を明らかにしていきたいと思う。

## 第二節 調庸ノ免除ノ意味

公営田制の史的意義とくに取体系の面におけるそれに関しては、今日以下の如き定説が存在している。そこで本節では、代表的な竹内・齒田氏の所説を引用しつつ、定説に対する疑義を提出して行こうと思う。尤も私自身もこうした説を旧稿（「平安後期の社会構造」『日本史研究』四二）で祖述していたことを告白しておかねばならない。したがって以下の批判は、私自身の旧説に対しても行われるものである。

まず竹内氏によれば、

公営田は律令制の負担体系を全面的にとり入れてはいるが、しかし従来公民の手工業生産力の上に依存していた調庸を、土地の生産力におきかえた点において、既に本質的な変化を示している。いわば国家の財政体系が公民の負担能力依存から土地自体の生産力依存に転化したことを示すもので、この転化は律令国家全体の

本質に関連するものと申さねばならない（傍点引用者）。とされる。傍点の部分について、氏は「農民の人身的生産

の上に依存していた調庸を、土地の生産物におきかえた点において、本質的な変化を示をしている」とも述べられており、論点は明確である。また最近齒田氏は労作「出挙」で国家財政の構造と変質を跡づけられた際、この公営田制にも言及せられ、竹内氏に見られる如き意義づけを、より徹底して施されている。少し長文に亘るが、これも関係部分を左に引用掲出しよう。

これを要するに公営田の制は、租入1・出挙入1・調庸入1.5の律令制取体系を古制そのままに復活せしめたもので、形式上の異観にかかわらず、実質的には何等相異なる点はない。しかし乍らただ一つ変化した点は、調庸が現物でなく土地生産物で、取られたことである。而してこのただ一点にこそ、公営田制度をして、律令制経営と区別せしむる画期性があったのである。具体的にいえば、年間三十日の民徭と正税出挙を「佃」経営に巧みに結びつけることによつて、調庸を地稅化することに成功したのが、公営田制度の歴史的意義だつたといえよう（傍点引用者）。

以上二氏によつて説かれる所は、要するに、公営田制度は、人身的生産物たる調庸物取取をやめて土地生産物たる稲の取取に切り換えたこと、即ち調庸物を「地稅」化したものであり、そこに唯一最大の意義がある、というのである。

る。中でも蘭田氏の説は、出挙制の変質、地稅化あるいは  
国家財政の「調庸から正稅へ」という變化と関連して論じ  
られており、極めて説得的である。だが果して右のごとき  
解釈は妥当であろうか。私がそのような疑問を抱くのは他  
でもない、次のような事實が存在しているからである。

即ちそれは齊衡二(八五五)年一〇月二五日の大政官符で  
ある。

大政官符

応依例佃公營田事

右得大宰府去二月廿六日解僱、肥後国解僱、依府去嘉祥三年  
十月四日符、營田之期、去年限満、今年須停、而澆季之民窮弊  
殊甚、若無當田之利潤、必闕調庸之輸貢、望請、当年之間依  
旧令營者、府依解狀且行且言者、今檢案内、太政官嘉祥三年  
八月廿六日下彼府符僱、右大臣宣、奉勅、件田宜依大式從  
四位下清原真人長田申請令營者、宜始自來年准弘仁十四  
年三月十一日符行之者、今准件符、只指田數及稔種用途、非  
謂年限、亦於四年、但有不堪營田国者、具狀申請、

齊衡二年十月廿五日

これは肥後国解を受けた太宰府の申請に依じて、肥後国  
をはじめ太宰管内に公營田の継統を認めたものであるが、

肥後国解によれば、同国がその継統を願ひ出た理由とい  
うのは、「公營田による利潤がなければ調庸を輸貢せしめる  
ことが出来ない」というにあつた。調庸の輸貢という以上、  
調庸の現物にかかわる問題と見るのが自然といふべきであ  
らう。とすれば、この官符による限り、公營田制の実施  
は調庸物輸貢の必要條件でこそあれ、調庸物収取の停止で  
はあり得ない、と判断せざるを得まい。そして事實、その  
一〇世紀初頭に成つた「延喜式」によつても、肥後国は  
中糸国とされ調庸の糸・絹を所出しているし、他国の場合  
も同様なのである。ここに於いてわれわれは、調庸の現物  
収取をやめて土地生産物収取に切換えたのが公營田制であ  
るとする通説には、再考の余地のあることに気づくのであ  
る。それにしてもかかる重大な事實誤認はどこから生じた  
のであろうか。考ふるにそれは、弘仁一四年の官奏中に見  
る次の記事(A・(a)の部分)に由来するものようである。

一応免調庸事

課丁六万二百册人九国各有數

金輸三万二百九十九人

半輸二万九千九百册一人

<sup>(a)</sup> 調庸准額一百五十万七千七百九十束

右課役之民率多貧窮、倍貢調庸、極爲大難、逃亡之由更亦無他、今須調庸者夏月以正稅充寬佃而交易、秋收之後以當田之獲返納、夫貧乏之民夏月作調庸等物、迫於無食減直喪失、臨貢調日二倍倍價買求、民之大弊、故有此議、

即ち(A)調庸免(除)、(a)調庸准額一五〇万余束、という表現のあることから、調庸物貢納は免除され代つて准額即ち額稲に換算し額稲で納めしめることにした、と判断した訳であろう。文字通り解釈すれば、それが誤まりであろう筈はない。にも拘らず、それは事実と反するのである。調庸を免除したといふ乍ら依然現物を輸貢せしめているのである。つまり免除してはいないのである。問題は最早明らかであろう。それは、「免除」の意味を今日われわれがいう如き免除と解してはならない、ということ、その解答は他ならぬ前掲官符そのものの中(B)の部分)に用意されている。それならば公營田制における調庸の免除とはいかなることであり、いかなる意味をもつものであろうか。この点については、じつはずで赤松氏が前掲論文において的確に指摘しておられる。

(調庸の)免除の意味を更に深く考えなければならぬ。それ

は現実に調庸を輸貢する義務が免ぜられるのではないのである。公營田の耕作者は、又課丁として当然調庸を輸さねばならなかつた。只貢納の際に調に対しては人別二〇束、庸に対しては一〇束の稲が給せられ、それらの物品に相当する代価が支払はれたこと、を免除と云うのである(傍点引用者)。

このような「免」の用語法は「免田」・「雜役免」などという場合と比べても特殊的といわざるを得ぬが、しかし公營田の計画者にとつては、それは「免除」といふ程の事柄だつたのには違ひないのである。それは何故か。われわれはここで調庸物に代価を支払うことの意味を考える必要があろう。

さて公營田制において調庸物の代価を支払つた理由は、一に農民の困窮による調庸物難済にあつた。即ち前掲官符(B)の部分)によれば、貧窮の公民は夏月農閑期に折角調庸物を作り乍ら、生活の逼迫のために値直を減じて売失ひ、秋に至り高價に買求めて貢納し、ますます生活に困しむといふ悪循環に置かれていた。そこで夏月に国衙が正税で調庸物を交易し買上げ、公民の損失を防ぐと共に調庸物の確保を図つたものである。貞観一五(八七三)年筑前国で公營

田を再設置した際にも、夏時正税を以て調庸を買備え秋日穫稻を以て本倉に填納するならば、百姓は徴責の酷を免がれ貢賦は逋懸の煩を断つであらう、と述べられている。その限りでは五〇年後であつても弘仁の公営田と変りはないのであつて、そこに公営田の主要な目的があつたことは明らかである。換言すれば、百姓の調庸「免除」は、一般的にいつても当時における調庸收取の現状から要請されたものであり——それを促進していたのが百姓が調庸物を売却し又買求めた相手たるいわゆる殷富富豪輩であつたこと、したがつて調庸の「免除」は、彼等による調庸制の換骨奪胎化に対応し、それを阻止しようとしたものであること、はいふ迄もない——、かつ公営田を実施する上からも必要条件であつた。しかしそれが「於民為優」めであり、社会政策的な意図があつたかの如くであり乍ら、必ずしも実際にはそうでなかつたことは、調庸物を寛価・賤価即ち低廉な価格で交易し買上げている所にも窺えるのであつて、それは百姓の貧窮につけ込み低価で買ひとつた富豪輩の行為と本質的に変る所がない。ただ変る所は、富豪輩の如く秋に至り貴直で売付け、その差額を収奪することはなかつ

たのである。その点では社会政策的な要素の存在は認めてしかるべきであらう。しかし何れにせよ、本来一方的に収奪されるのが調庸制の原則だとすれば、寛価なりとも代価を支払うし与えられる、つまり「免除」されるということとは、調庸制における一大変化といわねばなるまい。公営田の支出においても調庸料の占める割合は実に四〇%弱（租料は支出ではないから除く）に上るのであるから、財政的見地からでも「免除」は正税交易の意味は重大であつて、公営田における「画期性」は、まさしくここに求めらるべきであつた。以上の考察によつて、調庸物の「免除」が、いわゆる如く、調庸現物の賦課徴収を停止し、代つて地稅收取に切り換えたものでないことは、もはや明らかである。そこでこの問題をさらに究明するために、基礎的なこと乍ら、調庸制の構造とその変遷<sup>④</sup>について、必要な限りで瞥見しておく必要があるかと思ふ。

① 『歴史学研究』七ノ五（庄園の研究特集号）

② 「古代末期の政治過程および政治形態」『社会構成史体系』のち「古代末期政治史序説」上所収

③ 「貴族政治とその背景」『新日本史大系（古代社会）』のち『律令制と貴族政權』Ⅱ、その他『國説日本文化史大系（平

安時代上』・『講座日本荘園史（第六講）』（『日本歴史』一〇八号）等に同様の見解が述べられている。

④ 「出挙—天平から延喜まで—」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収）

⑤ 「公出挙制の変質過程」（『史窓』一七・一八合併号）

⑥ その運用面では、正税の多くの部分は中央へ、春米が軽貨に交易されて貢進されるのであり、一概に国衙人とすることは出来ないが、一応その所属は国衙に帰すのである。なおこの点については、喜田新六氏「令制下に於ける物資の融通運用に就いて」（『史学雑誌』四九ノ六・七）参照。

⑦ 赤松氏前掲論文。公營田に割かれた残りの乗田（公田）は、全部公民の口分田として班給されただろうとされる。従つて乗田よりの地子入はなくなつたわけである。

⑧ 天平八年太政官奏では「以供公廩二」とある。

⑨ 註⑥論文。

⑩ 「貴族政治とその背景」（『律令制と貴族政權』Ⅱ二九四頁）

⑪ 「講座日本荘園史（第六講）」（『日本歴史』一〇八号）

⑫ 大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収。

⑬ 「類聚三代格」巻十五

⑭ じつは弘仁の公營田とはちがう点があるのだが、今問題にしている点に関しては変りない。第三章第二節で、両者の差異についてふれる。

⑮ 赤松氏前掲論文。公營田実施によつて、農民の収入に多大の減少を來たしたから調庸の免除は必然であつたという。

⑯ 次章については、喜田新六氏前掲論文参照。

## 第二章 調庸制から交易制へ

### 第一節 貢納制の崩壊

律令制収取—負担体系は、周知のごとく、その内容から次の三系列に分類しうる。即ち、①土地生産物に対する賦課—田租・出挙利稻及び地子。②手工業生産物に対する賦課—庸（歳役）・調・調副物（中男作物）。③人身（勞働力）に対する賦課—歳役（實際は庸）・雑徭、で、のちの年貢・公事・夫役がそれぞれの系譜を引くものであることは言を俟たない。したがつて②の調庸制は広義の手工業生産物の収取—負担体系といつてよいのであるが、ここで見落してならないのは、この系列にはこの他「諸国貢賦物」なる制度が存在していたことである。

通常余り問題にされないこの諸国貢賦物とは、もと国造貢賦の制に由来し、調庸と同じく郷土所出に随つて雑物を中央へ貢輸するのであるが、この両者の根本的な差異は、調庸が課丁個人を基準・対象（人頭税）として一方的に賦課収取されるに對して、これは雑物を布に准じて価をつけ、

正税官物を以て「市宛」<sup>カマテテ</sup>る、即ち国衙が適當な価をつけた雑物を正税にて買上げ（この場合必ずしも全課丁を対象としたわけではない）これを中央へ貢進したという点にある。諸国貢獻物のち一般に「交易雑物」と称せられた所以である（以下この語を使用する）。而して諸国貢獻物は元來は金銀珠玉綿羅綾繡等珍異高価（但し准布五十端以下であることを要した）なものであつたが、奈良時代に入り交易雑物と称せられるようになったのに相応じて、その内容も調庸物と殆んど変りないものとなり、且つ「年料」交易雑物として毎年一定額を進納せしめる制度的な成立を見たのであつた<sup>④</sup>（なおこの交易雑物制には、右の如き恒常的なものと、官省符によつて進納する臨時交易雑物もあつた。後述）。したがつて広義の手工業生産物は、①調・庸・中男作物、②交易雑物、の二本立てで収取され調達されたといえよう。即ち前者は公民（課丁）個人を基準・対象として貢納せしめる方法、後者は公民（不特定）から雑物を正税にて交易し買上げる方法で、これを交易制というならば代価を支払わぬ一方的収取を行う前者は、言葉は熟さないが、かりに貢納制と名付けることが許されよう。

さて貢納制と交易制は、ともに手工業生産物の収取方式であつたから、当然予想されるように、両者は密接な関係にあつた。したがつて律令制下の調庸雑物（広義）収取の根幹たる貢納制（調庸制）の推移を見ることによつて、他方の交易制の果す役割も自ら明かとなるであろう。

いわゆる調庸制（貢納制）は、史料の示す所、八世紀初頭において早くも動搖しはじめていた。靈龜元（七一五）年五月朔日勅<sup>⑤</sup>、同一五日官符は、①浮浪人に対する調庸賦課の問題、②調庸貢進の違期及びそれに関与する国司の職責の問題、を取上げているが、これはそのまま、以後調庸制をめぐつて惹起する諸問題の中心をなすものであつた。

まづ①の問題であるが、調庸制が人頭税であり公民の人的支配を前提としてこそ実現しうる収取体系であつたことを考えれば、浮浪人發生の及ぼした影響は明らかである。律令国家の対浮浪人政策は、本貫主義から土断主義へ転換し、平安期に入るや対策そのものも放棄せざるを得なくなつたのであるが、調庸制の動搖がそれに対応する事態であつたことは、ここに更めて述べるまでもない。次に②の調庸貢進の違期の問題は、そのご未進或いは品質の鈍悪化とも

関連して調庸制の実質的な解体を結果するものであつた。

「調庸僉惡違期未進」としてしばしば問題にされるのがそれを物語っている。この調庸僉惡違期未進は、浮浪化と同様

律令公民の課役忌避の現われに他ならないが、これに対処するために政府のとつた施策というのが、同じく②に示されている如く、これに関与する国郡司に全面的に責任を負

わせ処断するという方法であつた。たとえば大同一（八〇

七）年一二月官符は、調庸僉惡違期未進は国郡司を解任し

公廩を奪うこととしたが一向改悛する所がないので、律によつて実刑を行い且つ公廩料を割いて弁備せしむることと

している。翌月即ち同三年正月に、大藏省に命じて諸国所

貢調庸等物の精好僉惡・見進未進・合期違期を国別に詳細に調査せしめているのも、これと一連の措置であつたらう。

国郡司に対しては、このように①現任者の公廩を没し正税に混ざる方法、②後司をして前司（任終年）の未進分を弁済

せしむる方法、<sup>④</sup>がとられたり、あるいは国司功過（考課）

に当り、①合期見上を第一功、②違期見納を次功、③過期にして日収を請う輩は劣、とするなどの措置を講じている

が、九一〇世紀を通じて発布されたこれら夥しい官符が、

果してどの程度実効を發揮しえたか、甚だ疑わしい。とくに調庸の未進についてそれを国郡司の個人的責任に帰し、

その公廩を奪つて当てるという解決の方法では間に合わな

くなつたのである。そのような事態の中で考え出されたのが、本来の応輸額に未進分を附加して回収をはかるという方法、即ち未進徴率の制定であつた。

この未進徴率は率分とも称せられるが、しかし率分とい

う場合は必ずしも調庸物に限つたことではなく、むしろ元

來は正税官物の欠負未納填補の法として立てられた制度であつた。即ち延暦九（七九〇）年国の等級に應じて填補に充

つべき公廩稲数を公定し（同一六年減定）、その出率利稲を

もつて正税の欠負未納分を填補せしめることとしたが、天長九（八三〇）年に至り、国の等級によらず毎年公廩利稲の

十分の一の率を立てて定額とし、これを充てることとした。これが率分（格率分）の語のおこりであり、貞観に至つて

各種財源の欠負に対する個別的な率分も定められたのである

つた。調庸物の率分が右の正税率分に做つたものであることはいうまでもないが、それがはじめて制定されたのは承

和一二（八四六）年八月のことである。

即ちこの時の官符により、前年の未進分を毎年十分の一の率（但し徴に堪えればこの率に拘わらない）を立てて徴収する、つまり前年未進分の十分の一を当年分に加えて徴収しようとしたものである。しかしこの年に徴率が確定した訳でもなかつたらしく、仁和四（八八八）年<sup>⑨</sup>や寛平五（八九三）年<sup>⑩</sup>に至つてもなおこの率分法を定むべきことが論議されてお

り、後者の年には又別個の基準が立てられてゐる。即ちこの時の官符は、「調庸未進徴率分法には二説がある。その一は公廩本額に基くもの（但しこれは正稅率分と混淆してゐるものならん）、その二は未進物数によるものであつて、定まる所がない。後者は承和一三年の官符により未進数の十分の一を徴するのであるが（上述）、これによれば或国は巨多の未進数を申請するので、率分の数だけでも当年の応輸額を超過する有様で、徴納に堪えない所である。したがつて自今以後は改めて毎年の応輸額の十分の一を徴納すべきである」と述べてゐる。換言すれば、率分の基準を未進額から応輸額に切換え、未進率分を含めて年輸額の十一割を納めることにしたのである。しかしこれも考えてみれば、応輸物そのものの未進が毎年累積してゐたのであるから、本

質的には実施以前と何等変る所はないのであつて、これが完全実施はまず望むべくもなかつたろう。天曆六（九五二）年九月には年輸の十分の一を合期進納せざれば抄帳を勘せず、とて調庸の受付を拒否することにより完納を要求してゐるが、応和三（九六三）年壬二月官符<sup>⑪</sup>においては、この率分の制度が本末顛倒して來ていた事情を示してゐて興味深い。

而頃年不守參期、多致違越、僅濟率分之法數、都忘其余之見上、倉廩已空、職此之由、

つまりこれによれば、本来未進物を填補するための率分法であり、応輸物以外に「別納」すべきものであつた率分が、何時の間にかその余の見上即ち応輸物の地位にとつて代り、その率分を出すだけでよしとする傾向が現われていた事情が知られるのである。しかしそれは、率分法が制定された当初からすでに予想しうる事態であつたという他はない。調庸制の建て直しには別個の方法を必要とした。

調庸制（貢納制）は以上の如く弛緩したが、しかしそのことは同時に調庸現物の取収が行われなくなつたことを意味するものではなかつた。例えばそれは、一〇世紀末永延二

(九八八)年の尾張国郡司百姓等解<sup>②</sup>を見ても、なお調庸雑物の収奪の行われたことが数条に亙つて問題にされており、ものによつてはむしろ加徴強化される傾向すらあつた。しかしそれを以て調庸制自体の再強化であるか、といえばむしろそうではないのである。そこで時期は公營田制実施時を一世紀有半下るが、次節において実施以後の展望を先に行ない、その上で再び公營田制の問題に回帰することとした。

## 第二節 交易制の展開

1 尾張国郡司百姓等解 国守藤原元命の非法を訴えた尾張国郡司百姓等解は、平安中期の社会経済史研究にとつての一大宝库であるが、調庸制に関してもやはり重要な事実を含んでいた。煩瑣にわたる恐れはあるが、まづ関係部分を掲出し要点を摘記しておきたい。

〔第三条〕請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁断<sub>二</sub>官法外<sub>一</sub>任意加<sub>二</sub>徴租穀<sub>一</sub>反別三斗六升<sub>二</sub>事而毎年四五両月農時<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>部雜使等<sub>一</sub>、其勘責云、<sub>レ</sub>先給例交易雜物直稻穀、早可<sub>二</sub>春進<sub>一</sub>者、爰郡司百姓忽失<sub>二</sub>為方<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>弁濟<sub>一</sub>、仍春<sub>二</sub>運濡種<sub>一</sub>弁<sub>二</sub>濟於官庫<sub>一</sub>、其間農夫抛<sub>二</sub>鋤<sub>一</sub>、嬾<sub>二</sub>耕作之事<sub>一</sub>、蚕婦忘<sub>二</sub>桑<sub>一</sub>、倦<sub>二</sub>蠶糸之業<sub>一</sub>、

本条は官法外の租穀の任意加徴を訴えたものであるが、その中

にこの記事がある。毎年農繁期になると雑使が入部し、先に支給した恒例の交易雑物の直の稲穀を舂き進むことを要求するので、止むなく播種に用いる筈の濡種を舂いて官庫に運ぶ、というのである。これによればおそらく前年交易雑物の直として受けとつた稲穀(そのものではないとしても)を事実上翌年返還させられていると見なければならぬ。

〔第五条〕請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁断<sub>二</sub>例数官法外<sub>一</sub>加<sub>二</sub>徴反別租税地子<sub>一</sub>准願十三束<sub>二</sub>事

抑件率分加徴物、或令<sub>二</sub>春運<sub>一</sub>米色<sub>一</sub>、或宛<sub>二</sub>負交易絹布糸綿柴油等<sub>一</sub>、宛<sub>二</sub>直絹者<sub>一</sub>正別四五十束、手作布八束以上、信濃布麻布五六束以下、糸綿油深<sub>二</sub>等直<sub>一</sub>不<sub>二</sub>幾<sub>一</sub>、……亦進<sub>二</sub>納於国庫<sub>一</sub>之日、目代等号<sub>二</sub>副物<sub>一</sub>、正別絹二尺二寸、即所<sub>二</sub>補下<sub>一</sub>絹直、上品四十束以下三十束以上、至于中下品<sub>一</sub>者尤甚、所<sub>二</sub>返負<sub>一</sub>減直既以巨多也、是唯非<sub>二</sub>一年<sub>一</sub>、三箇年所為<sub>二</sub>如<sub>一</sub>是、

本条も官法外の率分加徴物に関する訴えであるが、その加徴物として交易絹布糸綿深油等が宛負わされている。直のことが記されているのは、これらにそれぞれ代価が支払われたことを示すが、それを低廉で買上げたのである。又副物(徴使面々供給雑事の)としても絹が宛負わされたが、その直を減ずることが甚しいというのである。

〔第六条〕請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁断<sub>二</sub>所<sub>一</sub>進調絹減直并精好生糸事

右兩種官物、定數具録<sup>(A)</sup>官帳、但正別所当料田、先例二町四反代米四石八斗也、然而絹、実所進之曰、所定納<sup>(B)</sup>直正別一町一反也、亦至于精好之(「生」糸者、責取<sup>(B)</sup>当國之美糸、織<sup>(B)</sup>私用之綾羅、買<sup>(B)</sup>卒他國之籠糸、備<sup>(B)</sup>貢官之例進、……而當任守元命朝臣著任以降、蚕<sup>(B)</sup>養業不可也、是只絹減直、糸精好所致歟、

調絹の直が減ぜられ生糸の精好を責取られることを訴えたのが本条である。「正別所当料田……一丁一反也」の部分の解釈はむつかしいが、明白な事實は、絹の所当料田が正別二町四反で代米四石八斗なのが先例であつたのを、正別一町一反にしたのが「減直」を意味することである。川上多助氏は小中村清矩の見解に従つて、「料田とは調絹の代料の為に備え置く田で、料田二町四反の中から絹一疋の代米四石八斗を出したので、当時の調制は令の調制と大にその性質を異にするものである。元命は其先例を破つて正別一町一段としたが、其代米は減ぜず四石八斗つつ徴集せんとしたのであらう」と述べておられる。つまり氏によれば、調絹は料田からの代米で納められ、その割合は反別二斗(二町四反で四石八斗)から一町一反で四石八斗即ち反別四斗三升六合三勺となり、つまり代米が増徴されたことになる。尤もな解釈とせざるを得ぬが、しかしそれにしても疑問なのは、本文を見れば明らかのように(A)(B)の部分)、絹・糸は實際に進めているので

あり、又代米の「増徴」はどちらの立場から考えても「減直」と同義とするわけにもゆかないであらう。そこでこの代米を絹の代価<sup>(B)</sup>直と考えたらどうであらうか。料田を正別二町四反(代米四石八斗)から一町一反にした場合、代米は正別二石二斗(代米半<sup>(B)</sup>一石一斗)となり、先例の四石八斗より確かに「減直」されたことになるからである。而も第三・七・九条等に再三述べられていように、当時絹(上品)の直は四・五〇(東であつたが、二石二斗は四四束となるから、正に標準価格であつたことが分る。もつとも本条によればそれは半額以下に切下げられた直<sup>(B)</sup>減直ということになり、他の条項によれば低廉すぎるといのである。この項の解釈はなお疑問を存するが、しかし調絹の「減直」即ち代価低廉化を出発点とせざるを得ないことだけは疑う余地がない。

〔第七條〕請<sup>(B)</sup>被<sup>(B)</sup>裁斷<sup>(B)</sup>一<sup>(B)</sup>号<sup>(B)</sup>交易<sup>(B)</sup>一<sup>(B)</sup>誣<sup>(B)</sup>取<sup>(B)</sup>絹<sup>(B)</sup>手作<sup>(B)</sup>布信濃布麻布深油苧茜綿等一事

右交易雜物等、於<sup>(B)</sup>絹者納官年料有限、而国内所<sup>(B)</sup>加<sup>(B)</sup>徴<sup>(B)</sup>、漸及<sup>(B)</sup>數千疋也、即始<sup>(B)</sup>自<sup>(B)</sup>五月中旬、以<sup>(B)</sup>九月之内<sup>(B)</sup>一<sup>(B)</sup>令<sup>(B)</sup>先<sup>(B)</sup>進<sup>(B)</sup>、爰所<sup>(B)</sup>取<sup>(B)</sup>絹直四五十束、手作布直八束已上、信濃布麻布直五六束也、自余雜物直更<sup>(B)</sup>不<sup>(B)</sup>幾、又以<sup>(B)</sup>減<sup>(B)</sup>納<sup>(B)</sup>、<sup>(見イ)</sup>殘<sup>(B)</sup>号<sup>(B)</sup>減<sup>(B)</sup>直、如<sup>(B)</sup>本<sup>(B)</sup>宛<sup>(B)</sup>結<sup>(B)</sup>絹<sup>(B)</sup>布直、

交易雜物(絹)は納官年料に限りがあるにも拘らず、絹繩手作布信濃布麻布等を交易と号して加徴され而も減直される、という

のが本条である。

〔第九条〕請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁定<sub>二</sub>守元命朝臣三箇年間、毎月号<sub>レ</sub>借絹、誣<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>諸郡千二百十二疋并使副取土毛<sub>一</sub>事

右絹等、八箇郡之内三箇年之間、或号<sub>レ</sub>借絹<sup>見イ</sup>或称<sub>レ</sub>交易、所<sub>レ</sub>責取<sub>レ</sub>也、但件絹、或月一二度或月二三度、毎月計<sub>レ</sub>其数<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>上件<sub>一</sub>、其直准額定別四十束以下三十束以上、僅有<sub>レ</sub>判定<sub>一</sub>之返抄三分一也、然而其直于<sub>レ</sub>今未<sub>二</sub>下行<sub>一</sub>、抑件絹更<sub>レ</sub>以難<sub>レ</sub>堪、因<sub>レ</sub>之買<sub>レ</sub>求於隣国<sub>一</sub>之間、直米上品者六石以下、中下品者五石以上、乍<sub>レ</sub>知其弊、損推<sub>レ</sub>而所<sub>レ</sub>減納<sub>一</sub>也、進納之曰不<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>返抄<sub>一</sub>、立用之時還致<sub>レ</sub>覆勘<sub>一</sub>、

前条と同様借絹・交易と号して頻繁に絹を責取られるがその直は下行してくれない。絹を作るに堪えないので隣国で高価に買いかねる。求めます。損を覚悟に納めているというのである。

〔第一六条〕請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁断<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>郡雜使等<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>責取<sub>レ</sub>雜物事  
自<sub>レ</sub>郡司之手<sub>一</sub>、号<sub>レ</sub>郷分之絹<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>取絹<sub>一</sub>一郷五六疋〔也〕、但一郡所<sub>レ</sub>在六七郷、漸計其所得、動<sub>レ</sub>以及<sub>二</sub>四五十疋<sub>一</sub>、亦自<sub>二</sub>田堵五六人之手<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>責取<sub>レ</sub>絹三四疋也、又一二疋也、一郷所<sub>レ</sub>注田堵僅四五〔十〕人也、各計<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>輸<sub>レ</sub>數<sub>一</sub>及百疋也、

とくに郡司の手を通じて郷分絹を徴収したり、田堵の手より絹を責め取り、その数は莫大であるというのである。

さて、以上の記事を通読して注目される事実は何か。

① 庸物のことが出て来ないこと。

② 調物に関して、その直(代価)が問題にされていること(第六条)。

③ 庸物・調物に代り、交易雑物の件が圧倒的に多く問題にされていること(第三・五・七・九条、なお二八条も)。

④ 調・交易雑物の加徴が問題にされていること(第三・五・七条、第九・一六条も含めうる)。

⑤ 調物・交易雑物の減直又は直の未下行が専ら問題にされていること(第五・六・七・九条)。

⑥ 郷分或いは田堵に対する賦課徴収が行われていること(一六条)。

多少の誇張と重複が見られはするが、右の諸点から一〇世紀末における調庸制(広義)の状態なり趨勢は大よそ推察することが可能であろう。

まず庸が問題にされていないというのは、村尾次郎氏のいわれる如く、<sup>⑦</sup>少くとも尾張国においてはこの時期庸が消滅したことを意味するものに他ならない。あるいはむしろ庸が調に一本化されたというべきかも知れない。ともあれこの段階でなお調物及び交易雑物が問題にされていること

の方が重大である。而して調(庸)制と交易雑物制とが本来

全く異なる原理に基づく収取体系であつたことは既述の通りであるが、この解文において、両者は同質化しているのである。第六条は調絹の所当料田及び代米額に関して記しており、その限りでは調絹の代米納が行われたと見られようが、「絹実所進之日云々」とあつて現物を進めていること、而も養蚕の業を行い得ないのはその直を減ぜられる故であると訴えている事実から、調物に直<sup>1</sup>代価が支払われていたこと、換言すれば調物は交易されていたといふべきであつて、これ交易雑物の制に異なる所がない。この事實は③に指摘したように交易雑物のことが専ら問題にされていることと相俟つて、当時における広義の調庸制即ち手工業生産物の収取体制が交易制の上に立脚していたことを物語るものに他ならない。だがこの解文は、かかる体制での調物・雑物収取の拡大<sup>2</sup>加徴が行われた事情を示すと共に、じつはすでにその変質・崩壊過程を露呈しているものでもあることに注意しなければならぬ。⑤に指摘した減直とか代価未下行という事態がそれで(これを元命の個人的事情に解消することは正しくない)、交易制の有名無実化、換骨奪

胎化が進行しつつあることを示しているからである。

## 2 交易雑物制

さて私は、公営田制と調庸制の関係を論ずるために、自らそれより一世紀有半を経た尾張国郡司百姓等解に言い及んでしまつたのだが、公営田制に見られた萌芽がこの解文の段階ではもはや変質し頽落しつつあつたとするならば、この両者を結ぶ間の過程を更めて考察し整理しておくことが必要かと思う。もはや容易に考えられる如く、その過程は、①調庸制(貢納制)の衰頽と交易制への切換え、②調庸制に代る交易雑物制の拡大化、という形で見られたのであり、惣じて交易制の展開過程として把えられることは明らかであろう。

まづ①に関する史料として注目されるのは、公営田設置一六六年後に出された承和六(八三九)年一〇月官符<sup>⑤</sup>であろう。これによると、有損年に当り免除された調庸雑物の代は、以前は比国に仰せて交易進上せしめていたが、それでは未進が累積するばかりなので、天長九(八三二)年二月に至り、当(事)国をして朝使の勘定帳により交易弁備せしめることとした。しかし今度は朝使の勘定を待つ間に交易の時期を失して弁済し難くなるので、承和六年以後損戸を推量し

て予め交易せしめることとしたものである。要するに有損年における免除分調庸雑物の交易による弁備填補をより徹底化しているのであるが、これを具体的にいえば有損国の国衙をしてその正税を放出して交易に充て、有損により免除した額の調庸雑物を別途に調達し中央へ貢進せしめたのである。かかる事実からわれわれは、調庸物收取における交易制の部分（有損年免除分）的適用とその強化の事実を見ることができよう。しかもこの交易が、朝使勘定以前における損戸の推定数をもとに行われたことは、その損戸の恣意的な予量決定と交易の拡大を招くおそれを藏していたといえる。つまり中央が各国衙に対して調庸制の中に交易制の要素を導入せしめたことは、やがてその拡大さらには全面的適用の容認を招来する因になつたと考えられるのである。こうして有損年免除分にとどまらず、普通年未進分さらには普通年における調庸物の調達そのものにも適用されることとなつた。先述した尾張国郡司百姓等解に見る状況は、まさしくその帰着点を示すものに他ならない。

前節で述べた調庸制の全体的弛緩は、同時に右に述べたごとく変質をもたらしたのであつたが、しかし全体的な趨

勢からいえば、いわゆる調庸制（貢納制）に代る交易雑物制（正税交易）の展開（前掲の③④）を促進した。既述した如く、この交易雑物制は一定の基準に従つて行われた調庸制と異なり、必要に応じて国衙をして雑物を調達せしめるものであつたが、奈良平安初期にかけて、次第に制度的に整備されていつたようである。もつとも交易雑物制は、右のような恒常化・制度化したものと共に、他方官宣旨や官省符によつてその都度出ず臨時の交易雑物の制があり、後述するごとくこれも拡大される一方であつたのである。この点については次章の主題となるのでここでは触れない。なおこのような正税交易制と共に、乗田の地子を軽物に交易して太政官に輸送する地子交易制も、弘仁式・延喜式に見られるごとく行われており、延喜一四（九一四）年八月八日及び一五日には「諸国地子交易、絹綿調布商布鉄盤等価数」が定められている。<sup>⑤</sup>正税交易を補うものとして看過できないものであろう。ともあれ、延暦一七（七九八）年一〇月、官交易物は物価の低い時和市の価を宛て求むべきであるとして、関与する国司の不正を肅清していること、貞観二二

（八七〇）年一二月諸国雑交易物の未進はその数に准じて郡

司の職田の直（地子）を没収することとした事実などは、  
 国郡司を通じて交易の正常化と振興をはかったことを示す  
 ものである。承和一四（八四七）年三月七日尾張郡司に下し  
 た官符以下数通の關係文書によれば、当時郡司によつて熟  
 田神戸に対し交易雑物が正税と共に「齊限なく班給」され  
 ていたことが知られる。なおこれらの史料によつて雑物交  
 易が郡司を中核として推進されていることが知れるが、こ  
 れは交易雑物の代価に充つべき正税が各郡々倉に納められ、  
 郡司がその運用の責任を負うていたことによるものであつ  
 て、のちの国役・在家役の問題に関連してこのことは充分  
 留意されてよい。ともかくこうして交易雑物制は拡大展開  
 したが、その完成された姿を示すのが、延喜民部式である。  
 これによれば、交易雑物制は、交易雑物（五二ヶ国及び太  
 宰府。質量共最大で、これがいわゆる交易雑物制の中核をなす）・  
 交易雑器（五畿内・丹波）・年料雑器（尾張・長門・瓷器）・諸国  
 貢蘇（四六ヶ国及び太宰府）等があつて、各国正税による調  
 達を行わしめている他、年料別貢雑物（四三ヶ国及び太宰府）  
 といつて租穀による交易も行われていた。民部式以外の部  
 分にも諸司・諸寺社に支給すべく行われた雑多な臨時の交

易雑物があげられており、交易雑物の種目と数量は九一  
 ○世紀においてじつに尨大なものとなつていたようである。  
 而して延喜式の記載を見て注目される次の事柄は、かか  
 る雑物の内容が、もと諸国貢献物といわれていた時期での  
 珍異高価なものから、いわゆる調庸物のそれと殆んど変ら  
 ないものになつて来ている事実である。たとえば尾張国を  
 例にとれば、交易雑物は、

〔交易雑物〕 白絹十二疋、絹百五十疋、油三石、楮二合、苧一百十斤、鹿草廿張、  
 鹿皮十張、鹿角十枚、倭子五石、胡麻子四石、花子四石、鹿角葉  
 三石、凝葉卅斤、  
 於胡菜卅斤、

〔年料雑器〕 大櫛五合、中櫛五合、小櫛、茶櫛廿口、蠶五口、中絮  
 子十口、小絮子五口、花籃十口、花形壺十枚、瓶十口  
 〔年料別貢雑物〕 紙一百管、紙麻九十斤、青  
 木香一百六十斤、馬草六張

の如きであつたが、調庸物は、

〔調〕 両面八疋、冠羅一疋、鼠跡羅一疋、二葉綾廿疋、三葉綾五疋、七葉綾三疋、  
 審密綾五疋、出二疋、緋糸、縹糸、緑糸各卅疋、皂糸廿疋、練糸二百疋、二  
 斗、貝余輪絹、糸、填、

〔庸〕 餘積十五合目、  
 鹽積三米塩一

〔中男作物〕 麻一百斤、黄藤二百斤、紙、紅花、胡麻  
 油、雄雌、鰯魚、鰯魚、鰯魚、鰯魚

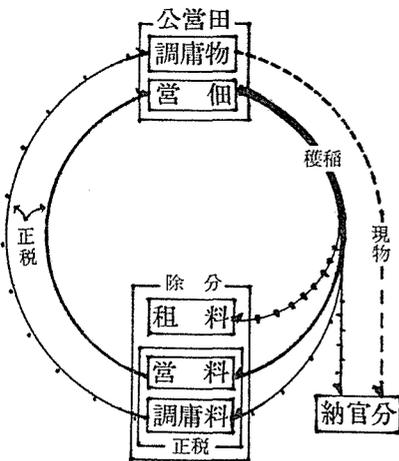
であつて、殆んど差異がない。又尾張国郡司百姓等解によ  
 れば、

〔交易雑物・加徴物〕 絹、手作布、信濃布、麻  
 布、漆、油、苧、藁、綿

であつて、延喜式のそれとは多少出入もあるが、これまた内容的に違ふというのではなく、調や中男作物とは殆んど相異がないのである。したがつて以上の事実から、内容の点では調庸制と交易雑物制とは同じであること、とくに後者の前者への同質化が著しいこと、を知るのである。

以上主として九一〇世紀を通じてみられた調庸制（貢納制）の弛緩と交易制的性格の出現、他方それに相對應する交易雑物制の拡大展開過程、の大概を見て来た。即ちそれを今一度要約すれば、取取方法についていえば「貢納制（調庸制）から交易制（交易雑物制）への展開」であり、内容的には「交易雑物制の調庸制への同質化」が見られたのであつて、結局両者は、相互に関連しつつ同質化を遂げ、全体として交易体制の拡大展開を現象したのであつた。かくして、先に保留した公営田に於ける調庸物の免除、交易体制の採用を、以上二節にわたつて述べた過程の中に位置づけるとするならば、公営田制こそは九一〇世紀を通じて展開した貢納制（調庸制）から、交易制への、最初にして本格的な轉換を示すものである、といえるであらう。公営田は右の点において律令制取取『負担体系を變革したのであつ

て、いわれる如く、調庸物取取から土地生産物取取へ轉換したことが、即ち調庸の地稅化にその意義を求めるところは出来ないし、又その事実も存在しないのである。第二圖は、以上二章四節にわたつて考察した事項を要約して図示したものである。公営田の「納官」分には、一〇八万余束の地子だけでなく調庸物のあつたことが、じつは重大なのである。さきに（第一章第一節その五）、公営田の「計画表」（三頁）には埋もれている事実がある、といつたのが、これである。



第二圖

公営田制は、立案者岑守の考えでは三〇年は実施するつもりであつたが、しかし政府は「古來所行、誠慚卒改」として、期間を四ヶ年に限つた。この制度のそのごは明らかでないが、貞観一五（八七三）年一二月筑前国で再設置された際、同国では土地薄埒・穫稲数多の故に弘仁一四年の公営田は耕作数年にして停止されたと述べているから、おそらく同国では一応四年間で終えたのであろう。又斉衡二（八五五）年一〇二五日官符<sup>⑨</sup>によれば、肥後国では嘉祥二（八四九）に営田の期限が切れ同三年停止すべきだが、公営田の利潤がなければ調庸の輸貢を欠くことになるとの理由で継続を要請し、その結果斉衡三（八五六）年より恐らく四年を限つて実施されている。この時には肥後国以外にも行われたらしい。さらに元慶三（八七九）年には二年間を限つて上総国でも実施されている<sup>⑩</sup>。したがつて以上の事実から推測するに、太宰管内では各国で断続的に実施されたこと、他の地域でも同種の営佃方式を採用する国があつたこと、を知りうる。いづれにしても公営田制の実施継続は、各国の特殊条件もあつたから事情は一率ではなかつたろうが、しかしそこでとられた調庸免除・正税交易の方法は、い

公営田制の有無に拘らず各国における調庸制を大きく拘束し、変化せしめて行つたにちがいない。

- ① 養老元（七一七）年十一月調副物（正丁のみ負担）と調の中男負担分が廃止され、代つて中男作物が設けられた。
- ② 広義という意味は、手工業生産物といつても、拾集経済生産物など、厳密には手工業生産による製品とはいえないものも含まれているからである。以下手工業生産物の語は右の意味において用いる。
- ③ 賦役令
- ④ 例えば延喜民部式下をみよ。なお本章第二節(2)の本文参照。
- ⑤⑥ 「続日本紀」巻六
- ⑦ 拙稿「庄園と寄作人」（日本史研究会史料部会編『中世社会の基礎構造』）
- ⑧ 門脇禎二氏「調庸取形態の変化とその背景」参照のこと。
- ⑨⑩ 「類聚三代格」巻八
- ⑪ 大同二年一二月二九日、斎衡二年五月一〇日・貞観二年九月一七日官符等（同前）
- ⑫ 寛平二年九月一五日官符等（同前）
- ⑬ 日収とは仮領収書ともいふべきもの。斎衡三年六月五日官符（同前巻一二）及び⑭参照。
- ⑭ 応和三年壬一二月二八日官符（『政事要略』第五一）
- ⑮ 延暦一四年七月二七日・大同二年一二月二九日・承和八年一〇月七日・同一一年七月二六日・同一三年二月二一日・同一四年一〇月一四日・和四年七月二三日・寛平八年六月二八日・

同八年九月一日・延喜二年三月一日・同四年七月一日・延長五年二月二十六日・天曆元年壬七月二三日・同四年二月一日官符等。

①⑥ 大國三萬・上國二萬・中國一萬・下國五千束以上

①⑦ 大國一萬八千・上國一萬二千・中國六千・下國三千束

①⑧ 「三代実録」貞觀二年二月十九日・二十七日条

①⑨ 正稅率分—公廩利稻の $\frac{1}{20}$ 、雜稻率分—同 $\frac{1}{40}$ 、田稅率分—同 $\frac{1}{40}$ 、合計 $\frac{1}{10}$ 。なお田租未納率分は延曆一九年七月一日に定む（「政事要略」第五三）。

②① 「類聚三代格」卷八

②② 仁和四年七月二三日官符（「類聚三代格」卷五）

②③ 寬平二年五月一七日官符（同右卷八）

②④ 天曆六年九月一日官符（「別本符宣抄」）

②⑤ 「政事要略」第五—「平安遺文」第二卷三三四号

②⑥ 「尾張國解文に就きて」（「日本古代社会史の研究」所収）

②⑦ 「律令財政史の研究」四三二頁

②⑧ 共に「政事要略」第五三 ③⑩ 「類聚三代格」卷八

③① 「三代実録」貞觀二年二月二五日条、及び延喜交替式

（凡有雜交易未進云々条）。

③② 熟田神宮古文書（「平安遺文」第一卷八三・八四・九四・九六

・九七号）

「当郡司等、或差住還通送之役、晝夜追役、或班給交易雜物

并正稅不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>齊限<sub>一</sub>、」

③③ 「三代実録」貞觀一五年二月一七日条

③④ 「類聚三代格」卷一五

③⑤ 「三代実録」元慶三年五月一三日条。この点に関しては、高橋崇氏「上総國の公營田」（「古代文化」三ノ七）参照のこと。

この年停止されたのではなく、この年以後二年間実施されたとする高橋説をとる。

する高橋説をとる。

### 第三章 調庸制の変質

#### 第一節 交易と正稅

1 無直交易 交易制とは、各国衙をして調庸雜物を正

稅にて交易調達し中央へ輸貢せしめる制度である。したがつてこの制度にあつては、交易の根源たる正稅の存在が前提条件であつたが、その展開に伴ない正稅の存在意義乃至比重がますます大となつて来るであろうこと、逆にいえば、交易制は国衙正稅のあり方即ち国衙財政に規制されるものであつたろうこと、が予想される。換言すれば、中央財政と国衙財政との相互関係の中で理解することが必要なわけである。

正稅の存在が交易制の前提である以上、中央政府がその正稅の確保を各国衙に要求したことはいう迄もないが、それは具体的には、①交易物の減直化、②臨時交易物の拡大、

として現象している。

もつとも①については、既に延暦一七(七九八)年一〇月一九日官符が、交易物は価の賤き時買上ぐべきことを国司に命じており、それは公營田制において「夏月以正税充寛価而交易」したのと同様、律令国家の本質を示すものであり、とくに異とするに足らぬかも知れないが、そのごしばしば交易物の価法が問題にされているのは注目されてよい。たとえば延喜一四(九一四)年八月八日官符によれば、諸国地子交易物の価法について、交易物の物価は各々差別があるにも拘らず、国法によらず貴賤を論ぜず、一定の価で交易するのが承前の例であつたのを、諸国の事情に応じて物価を改定し、かつ収納に当る主計官人に価法実行の監査を厳ならしめている。もつともこれは地子交易②についてであつて正税交易にはそのまま適用できないかも知れないが、本質において異なるものではない。即ち右の価直法の改定は、単に物価変動に対応したというだけでなく、適正物価による交易を意図したものであり、より具体的には無用な支出の削減を目的としたものに他ならない。天曆元(九四七)年十一月一日諸卿が「定雑物価直減定事」

めたという「日本紀略」の記事も、まさしく右と同様の趣旨のもの、即ち交易雑物の代価切下げの減直の措置であつたらう。

このようにに交易物の価法を改定し、その「減直」を行わざるを得なかつた直接的原因は、当時各国衙乃至国司が正税欠乏を理由に交易雑物の免除をしばしば要求していたからである。例えば延喜一年二月一五日民部省に下した官符③によれば、別納租穀・田租春米の未進と共に、「加之年新交易物、頻言上正税用尽之由、曾無貢進物実之勤」といい、又承平七(九三七)年五月五日官符④にも、正税帳を充分勘会しないために、諸国司等が「乃競申无正税用残之由、減省出举、免除年料例交易雑物」せざるを得なくなる、と述べている。さらに天慶二(九三九)年閏七月五日民部省に下した官符は、諸国より修理職に進納すべき魚・海藻・楡皮・赤土・石灰・紙・商布・藁等の年料交易物は国毎に物数を率し官符で下知するにも拘らず、「或国為省物煩、不立用直物、或国乍用直物、不進正物」と記している。直物を立用するとは正税を代価に充てて交易することだが、正税用尽とか正税用残なしと称し

て正物即ち交易物の現物を輸送しない傾向が顕著となつていたのである。

このような正税用尽が、既述した所からも予想されるごとく、正税をめぐる中央と国衙財政の分裂と対立關係を惹起せしめたのは、けだし当然のことであつた。例えばそれは、延喜一一年二月一五日官符に、年料交易物を正税用尽の理由で貢進しないのは「恣充<sup>①</sup>國中<sup>②</sup>之雜用<sup>③</sup>、既忘<sup>④</sup>公用<sup>⑤</sup>之欠乏<sup>⑥</sup>」ものであるとし、その場合は正税帳を返却せしめ国司の報告を受理しないと述べている事実<sup>⑦</sup>に端的に表われている。即ち正税を公用（『中央財政』）に充てず國中（『国衙』）の雜用<sup>⑧</sup>に充てることを禁止しているのである。

私は前稿「公出挙制の変質過程」で公出挙制の崩壊過程を跡づけた際、まさにこの時期、政府が、「官物之重、正税為<sup>⑨</sup>本、至於雜稱、恰如<sup>⑩</sup>「枝葉」という考え方、いつてみれば「正税為本」なる論理をとつて来たこと、それは、国衙より収奪する交易雜物の源泉を枯渇させないためであつたこと、を指摘したのだが、その具体的な姿は以上述べた如くであつて、ここからわれわれは、律令国家財政の解体過程に現われたる中央（財政）と国衙（財政）の対立<sup>⑪</sup>、とい

う事態を認めることができるであらう。

「北山抄」<sup>⑫</sup> 東益 指前 「無直交易事」条によれば、天徳四（九

六〇）年諸国が無直交易を申請する例を定めているが、それ以前に一・二改定する所があつた。そこで次にその記事を整理して掲げてみよう。

① （九三三） 承平三年宣旨云、称充<sup>⑬</sup>臨時用<sup>⑭</sup>、不可<sup>⑮</sup>申省<sup>⑯</sup>例交易<sup>⑰</sup>、云々、

② （九四九） 天曆三年、又立<sup>⑱</sup>臨時用<sup>⑲</sup>色目<sup>⑳</sup>、不<sup>㉑</sup>許<sup>㉒</sup>其外<sup>㉓</sup>、

③ （九六〇） 天徳四年官符云、「依<sup>㉔</sup>公用<sup>㉕</sup>所<sup>㉖</sup>下<sup>㉗</sup>知<sup>㉘</sup>、依<sup>㉙</sup>數進納<sup>㉚</sup>、立<sup>㉛</sup>用<sup>㉜</sup>稅帳<sup>㉝</sup>、

申<sup>㉞</sup>請<sup>㉟</sup>無直交易<sup>㊱</sup>之日、加<sup>㊲</sup>先制式目<sup>㊳</sup>、將<sup>㊴</sup>裁許<sup>㊵</sup>者<sup>㊶</sup>、正稅減省<sup>㊷</sup>之<sup>㊸</sup>、例用<sup>㊹</sup>之<sup>㊺</sup>殘<sup>㊻</sup>、雖<sup>㊼</sup>可<sup>㊽</sup>加<sup>㊾</sup>舉<sup>㊿</sup>、又<sup>㋀</sup>可<sup>㋁</sup>充<sup>㋂</sup>臨時用<sup>㋃</sup>之<sup>㋄</sup>由<sup>㋅</sup>、以<sup>㋆</sup>之<sup>㋇</sup>可<sup>㋈</sup>知<sup>㋉</sup>、但<sup>㋊</sup>猶<sup>㋋</sup>例數<sup>㋌</sup>之<sup>㋍</sup>外<sup>㋎</sup>、不<sup>㋏</sup>裁<sup>㋐</sup>許<sup>㋑</sup>耳<sup>㋒</sup>、

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒

きて臨時用支出が認められて来たわけである。◎はそのような経過を辿つた後に出されたもので、官符全体の文章が知られないから難解な点があるが、その大意は次の如くである。「天徳四年の官符では、公用により下知された額を進納し、税帳を立用（正税を支出すること）して無直交易を申請する時は、先に制定した式目（⑥の色目のことならん）に加えることが裁許されている。つまり正税減省の国では、

例用（国衙通常経費）の残りは、翌年の正税に繰越して加挙（本額をふやして出挙すること）すべきだが、それを臨時用に充ててもよいことが分る。但し例数を超えてはならない。以上をもう一度整理してみると、

(1) 臨時用は恒例用を阻害しない範囲で認められていること。

(2) 臨時用が漸次拡大されて来ていること。

(3) 「無直交易」が臨時用と関係があること。

の諸点が注目されよう。ここにいう臨時用とは、延喜主税式にもその様式が示されており、また天曆二（九四八）年五月二三日官符に、不動（租税）・正税（動税）の交易を輒く臨時用に宛てることを禁止した後、例外として「奉幣修善

仏神用途并上下諸使通送供給、国司任中位禄季禄等折、不在此限」としていることから、その内容が知られよう。一般に官宣旨や官省符によつて、下知される度に正税を割いて中央へ調達貢進するものであり、交易雑物もその中に含まれている。北山抄の編者が、例用（正税）の残りは本来翌年の加挙に充てるべきであるが、その余裕のない国は当年においてかかる臨時用に充ててもよい、と解しているように、国衙正税は例用の残りの部分から臨時用に喰込まれて行つたことが分る。これは国衙財政破綻の第一歩であるが、而も中央としてはその拡大化を容認しているのである。無直交易がこのような事態の中で出現したというのは、まことに意味のあることであつた。

無直とは、天曆五（九五）年二月二七日官符に、穀倉院へ納むべき諸国交易商布を年来の間国宰が「称『无直』之由曾不『動』進納」ということから、交易に必要な価直『正税』が国庫にないこと乃至それを口実としたことと解せられる。とすれば無直交易を申請しそれを臨時色目として裁許されとは如何なることか。詮ずる所それは、雑物の交易調達を無直で行うことであり、天徳四年の官符は公用物皆納を

条件にそれを容認しているのであろう。無直交易をそのように理解できるとすれば、それは交易という条、じつはすでに交易の実質を失つているといわねばならない。臨時用の拡大と無直交易化、それを具体的に表現するものが、私はいわゆる臨時雑役ではないかと考える。

2 臨時雑役の出現 承和三(九三五)年一〇月二五日付東寺伝法供家牒は、臨時雑役に関する最も初期の史料であるばかりでなく、内容的にも注目すべきものを含んでいる。煩を厭わず左に全文を掲げよう。

東寺伝法供家牒 丹波国衙〔案一〕

欲<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>免除大山庄預并庄子等臨時雑役<sub>ノ</sub>状

在多紀郡〔中略〕

庄檢校僧<sub>□□</sub>〔平秀丸〕 庄子僧<sub>□□</sub>〔平〕 勢豊 平宗〔均〕

沙弥法則

備春丸

凡利春

牒、件庄田、依<sub>レ</sub>承和十二年九月十日<sub>□□</sub>官省符、為<sub>レ</sub>伝法料田、以<sub>レ</sub>其地子米、充<sub>レ</sub>用伝法并書写一切経料、年序已尚矣、仏法興隆尤<sub>レ</sub>在此庄、仍元来不<sub>レ</sub>付徵田租正税、無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>臨時雑役責、而得<sub>レ</sub>彼庄解<sub>一</sub>僭、郡司仰云、国衙仰云、官交易糸絹・調沽絹・国佃額・官舎修理楮皮・丁馬之雑役、宣<sub>レ</sub>令仰仕者、<sub>尤切也</sub>因<sub>レ</sub>茲、日夜無<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>寸暇<sub>一</sub>何奉<sub>二</sub>仕御仕例事<sub>一</sub>、望<sub>レ</sub>請、被<sub>レ</sub>牒<sub>二</sub>送国衙<sub>一</sub>、免<sub>レ</sub>除件雑臨時役<sub>一</sub>者、

牒送如件、乞也衙察<sub>二</sub>之状<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>被庄預并庄子等臨時雑役<sub>ノ</sub>事依<sub>レ</sub>功德、莫<sub>レ</sub>以忍耳、仍副<sub>二</sub>前司免除雑役符案文等<sub>一</sub>、以牒、

承平五年十月廿五日

小学頭僧〔定宿〕

(署名略)

これは東寺領丹波国大山庄の庄預や庄子(田堵)らに臨時雑役が課せられたのに対して、庄園領主の東寺伝法供家より、その例がないとして免除方を丹波国衙に要請したものである。同庄においてはこれより一一年前延長二(九二四)年に庄別当僧平秀ほか田堵ら数名の臨時雑役免除を申請している。

臨時雑役の問題は、このように一〇世紀に入つてから喧しくなるのであるが、この文書はその内容を具体的に示すものとして注目される。即ちそれらの中はじめてに官交易糸絹・調沽絹つまり交易絹糸が挙げられていることで、これはまさしく交易制が吸収されたものといわねばならないからである。而してこれ以後頻出する臨時雑役の關係史料<sup>①</sup>を通観してみる時以下の如き特徴が見出せるようである。

①その内容に大別二つの系統が見られることである。即

ち①調物・官交易糸絹・官交易糸・交易物・官物交易・国交易絹・田率糸絹官物色々・御別長絹・国宣鴨頭花紙、等々と称せられるもの、②内裏雑事・防河造宮御馬通送官使上下向供給雑事駄夫・斎宮上下夫并夫馬・宇佐使供給夫馬・国宰私夫役・檢非違使供給并私于誓・伊勢神宮役夫工米等々と称せられるもの、である。即ち前者は多く交易という字を冠し、主として絹・糸・麻布・手作布・苧等いわゆる調庸雑物を内容とし、勿論臨時雑役とされる場合が多いが、「官物」と称せられる場合が少くない。これに対し後者は、造宮料・官使供給雑事・役夫・役米等であつて、雑役雑事あるいはその米納化されたもので、これがのちには臨時雑役(狹義)の中心をなして行くのである。この二系統の存在を端的に示す史料として、たとえば時期は少し降るが天喜三(一〇五五)年一月二六日美濃国大井庄住人等解をあげることが出来よう。即ちそれによれば、御馬通送・官使役・造殿作料・防鴨を「雑役」とするに對し、田率糸絹官物色々物を「官物」と称しているのである。当面問題となるのは後者である。

②賦課の主体に、①中央(朝廷・諸司)、②地方(国郡司)

の別があつたことである。①についていえば、美濃国大井茜部庄で長元元(一〇二八)年、「今年新号有宣旨」して内裏雑事并防鴨を課したという如く、宣旨・官符によつて賦課徴収せられるものである。これは言う迄もなく前節で述べた臨時用雑事の延長線上にあるもので、臨時雑役の本流であるといつてよい。したがつてその停止・免除も宣旨・官符によつてなされるわけである。これに対し後者は「国郡差課之雑役」・「国衙勘責」とか、「国役」などと称せられるもので、国檢田使の供給雑事役夫等が主たる内容である。尤も①の場合でも実際には国郡司が差課徴収するのであるから、執行面からすれば②と区別つけ難い場合もあつたろう。というより農民にとつては変りはなかつた。先掲大山庄の場合、国佃頭以下は明らかに国衙が賦課の主体であるが、官交易絹・調沽絹は中央への貢納物としてよからう。寛弘三(一〇〇六)年一月弘福寺牒に「国交易絹」という用法も見られるから、官と国の区別があつたとも考えられるが、交易そのものの在り方からすれば国郡司が関与するのは当然であるから、両者は同一のものであり、中央へ貢進されたものと考ええる。何れにせよ直接には国郡司

が事に当つたのであるから、そこにこれらの存在が重要な意味を担うこととなつた。

③臨時雑役（広義）は、以上引用した所からも知られるように、史料的には全部といつてよいほど庄園・私領関係のそれに於いて見られるのであるが、そのことは何も臨時雑役が庄園・私領に対してのみ行われたことを意味するものではない。永保元（一〇八一）年五月官宣旨に、東大寺領山城国玉井庄へ臨時雑役が充課されたのに対し、「抑如、此臨時雑事等応輪田上可<sub>レ</sub>充課者也、勅施入庄上何以可<sub>レ</sub>充課<sub>レ</sub>哉」と述べていること、臨時雑役という表現はないが、前章で検討したように、尾張国郡司百姓等解に交易雑物や供給雑事の加徴が頻繁に行われていた事実を所見すること、などはそれを裏付けるものであり、それゆえに「国内平均之役」<sup>④</sup>とも称せられたのである。とするならばわれわれは、かかる臨時雑役を、「臨時」の恣意的な雑役雑事の賦課ではあるが、一〇〜一一世紀を通じて出現した、それなりに原則をもつ税制であつたといわねばなるまい。換言すれば、臨時雑役の出現は、九〜一〇世紀を通じて進行した律令税制なかんづく調庸制・交易制の弛緩に対処するものとして、

必然的に現われた過渡的税制であつたといえよう。

④臨時雑役は、本節前項で触れたように、交易無直化の方向に於いて出現した税制であるが、もとは正税の臨時用支出として出發したのであるから、当初から必ずしも無直であつたわけではない。とくに興味を引くのは天喜五（一〇五七）年二月二日東大寺領越前国石井庄司兼算解で、これによれば、当庄は兼算が隣国より浪人を招き寄せて開発したのだが、官物雑役免除になつたにも拘らず国役繁多により浪人が来住しない、とて国役の免除を申請しているのであるが、その国役とは田率綿町別三兩を国司が充て負わすものであり、而も公田においては一塵の直を納め宛て下すにも拘らず、庄園においては一塵の直を募ることがない、というのである。即ち国役田率綿は国衙領（公田）では交易されているのに庄園では無直で徴取しているというわけである。この事實は、当時に於ける国衙・国司の対庄園政策の一端を示すものとして興味深いが、③で指摘した如く、国衙領で常に代価が支払われていたとは考えられないから、むしろ右の事實は、官物雑役や国役が本来有直の交易であつたにも拘らず無直化していつたことを示すもの、

といえるのではなからうか。そしてそれは、臨時雑役の系譜からも当然いえることなのである。

以上臨時雑役の諸特質について論じて来たが、これを要約すれば次の如くいえるであろう。即ち臨時雑役は本来中央が必要とするものを調達する手段（臨時用）として始められたものであり、したがつてその責任は各国衙に負わされ、その経費は国衙正税より支出されたものであつた。「北山抄」に見るように、はじめ臨時用色目の拡大を制限付きでしか認めなかつたのも、恒例用の正税が欠乏することを恐れてのことであつた。したがつてその臨時用色目「臨時雑役・官物への正税支出が可能な範囲では、その後も有直交易による官物の調達が行われたことであろう。しかしそれが部分的にも不可能となりはじめると、各国衙は正税用尽としてそれに対捍するか、又は無直交易という形で管内農民より強制的に収奪する方法をとりはじめて来たのである。

つまり正税運用における有直交易から（減直を経て）無直交易への転換が、同時に臨時交易制から臨時雑役制へのそれに相対応するものである、といえるであろう。一〇〇―一世紀に頻出する臨時雑役関係文書を見る時、その殆んどが

一方的な収奪にゆだねられており、それゆゑに住人が逃走し庄園が滅亡するといわれもしたのである。しかもそれが単に中央への官物だけでなく、これに便乗して国役も行われた所に、臨時雑役の一層の苛酷さがあつたわけである。

## 第二節 在家役の成立

九世紀はじめに実施された公営田制は、既述した如く国衙正税を以て調庸物の交易「買上げを行つた点に画期的な意義を有するものであつた。これまで、それに関連する諸問題を検討して来たのであるが、最後にその徴収方法について述べ、以つて交易制の崩壊に言及したいと思う。

公営田には六〇、二五八人の徭丁が動員された。赤松氏によれば、この数は太宰管内の全課丁数であるという。太政官奏の徭丁の項にある「若有年中益丁者、随亦割加」一えよ、という表現は、たしかに動員された徭丁が全課丁であつたことを前提としてはじめて理解できる言葉であろう。

而して公営田制では、本来各課丁が出すべき調庸物を正税で買上げることにしたのであるから、当然の事乍ら各課丁を対象とした交易であつたことは明らかである。とするならば、公営田制は、くわしくいえば、太宰管内の全課丁個

々人を対象とする調庸物の国衙正税交易を実施したもの、と定義づけることが出来よう。少くともそれが原則であつたには違いない。だがこの様な体制はどこまで持続しえたであらうか。

そもそも調庸物取扱は、それが公民（課丁）個人に対して行われる人頭税であつたから、その対象たる公民の人身的支配を前提としてはじめて可能であつた。換言すれば戸籍計帳の完備を必要条件とするのである。しかしそれが当代或いは偽造され或いは複製されなくなつたことは、周知の通りである。したがつて当初はともかくとして、籍帳に基づく、課丁個人を対象とする調庸物交易（公營田的<sup>レ</sup>交易）は、早晚困難を来たしたであらうことが予見されよう。またそのことと共に注意すべきは、交易制そのものは本質的に請負的性格をもつものであつて、交易の対象は誰であるかを問わないということである。諸国貢献物という形で出発した本来の交易雑物制においても、各雑物の総額は定められていたとしても、実際の調達に当つては、公民の不特定者から買上げていたに違いないのである。要するに、調庸制（貢納制）は公民の人身支配を前提条件とするが、

交易制はそれを必ずしも絶対条件とはしない、ということである。公營田が実施されてから丁度半世紀、貞観一三（八七二）年八月一〇日の官符は、叙上の事情を如実に示している。この官符は、太宰府に対して、その輸貢する所の絹綿が<sup>⑤</sup>龜惡であるがそれは府国之吏の監督不行届によるとして肅清したものであるが、その際次の如く述べているのである。

又聞、管内浮浪之輩、或屬<sup>二</sup>府司<sup>一</sup>上<sup>二</sup>交易之直、或賂<sup>二</sup>国宰<sup>一</sup>輸調庸之物、貢非<sup>二</sup>土民營設之美<sup>一</sup>、利歸<sup>二</sup>浮手奸偽之徒<sup>一</sup>、濫穢所以難<sup>レ</sup>遏、  
龜惡由<sup>レ</sup>其弥倍、不督之意雖<sup>レ</sup>歸<sup>二</sup>府国<sup>一</sup>、容隱之責在<sup>二</sup>藏司<sup>一</sup>、

即ち浮浪の輩が府司国宰や藏司と結托して調庸交易物を出すので、輸貢物は土人即ち現地人の作つたものではなく、利も浮手奸偽の徒即ち浮浪人に帰してしまい、これが龜惡の原因となつている、というのである。この官符が直接問題にしているのは、調庸交易物が部内の土人ではなく浪人によつて輸貢されていること、それに府司蔵司ら官人が不正に関与していること、であつて、浮浪人自身がそれを作つていたのか、或いはどこかで調達したのか、等については知る由もない。しかしここにいる浮浪奸偽の徒がいわ

ゆる富豪層であることは明白であるから、調庸物生産に関して農民との間に關係があつたと考えてよいであらう。すでに公営田の官奏に見る、貧窮の民が夏月作つた調庸物を手放し秋に又買ひ求めたというその相手が、かかる富豪層であつたことはいふ迄もない。このように考えて行くと、

弘仁一四(八二四)年実施時には、公営田の調庸物交易はともかくも課丁(土人)を対象としていたが、それから半世紀経た貞観一三(八七二)年の段階では、もはやその原則は崩れ、課丁という概念ではとらえられぬ浮浪人が重要な役割を担つて来ていたこと、官人も彼等に依存せざるを得なくなつていたことが分るのであらう。事実その二年後貞観一五年筑前国に再設置された公営田には、右の事態がそのまま反映されているのである。

又依弘仁十四年二月廿一日格、管内諸国、始置公営田、而筑前国耕作数年、即以停止、尋其由緒、縁土地薄瘠獲稻數多也、今須班田之日、<sup>(A)</sup> 択良田九百五十町、不論土浪人頒充令耕佃、夏時以正税買備調庸、秋日以獲稻境納本倉、然則百姓免徵責之酷、貢賦絶、逋懸之煩、

即ちここで注目されるのは(A)・(B)の個所である。まづ(B)の

夏月調庸交易・秋日正税返納という点では弘仁のそれと同じであり、したがつてその限りでは公営田設置の目的は變りないのであるが、(A)の公営田を土浪人を論ぜず頒ち充てた(浪人に班給しえたのは班田に際して行つたから)ことは、弘仁のそれには見出せない事態である。したがつてこの変化は必然的に調庸物交易にも反映するわけで(というより事実はその逆であらう)、筑前国では貞観一五年の段階では、もはや本来的な課丁(土人)のみを対象とする調庸物交易が行い得なくなつていたことを知るのである。

こうして交易の対象に浪人が現われ、必ずしも課丁であることを必要としなくなつたが、その結果は、富豪層が交易の中核となるに至つた。私はかつて、一〇世紀前後の時期に於いて、公領庄園における田堵の請作即ち請負耕作の問題を重視し、その前後との差異について論じたことがある。<sup>(B)</sup> 田堵に代表される富豪層の問題は、その後戸田芳実氏等によつて一層深化せられ、いわゆる負名体制として論ぜられて来ているのであるが、それは当面の問題に關しても適用できるのである。また門脇氏が前掲論文で手工業生産の地域的發展とそれに應ずる地域的取引圏の成立を問題と

し、その中核に富豪層を考えられたのも——本稿では、氏の如き観点からの考察は一切捨象したが——叙上の結論に相對應する。かくして、村尾氏のいわれる如く、「必要とする物資を適時に適所から買い上げて供給する交易は、課丁を掌握することの困難が日増しに増大し、調庸制の基礎がぐらついてしまつた時代には、最も合理的であつた」のだが、適時適所からの買上げが可能であつたのは、もとよりそれに応じうる富豪層の存在によるものであつた。尾張国郡司百姓等解において、郡司の手を通じて郷毎の郷分絹や田堵からの絹を徴収していることなども（一九頁⑥）、この場合は必ずしも交易絹ではないが、彼等が絹などの加徴に際してまず対象とされたことを物語っている。

さて交易制は、くり返し述べた如く、国衙が正税を支出して必要な物資を買上げる方法である。したがつてこの方法においては、「もはや計帳を造る必要はなく、課口と不課口とに分けてそれを基礎に綿密な積算をする必要もなく、国庫に交易のための財源を保有してさえいけばよい」（村尾氏）わけである。而してその財源「正税は田租や出率利稲すなわち地税である。とすれば同じく村尾氏の表現を借

りるならば、国は、「ただ強力に土地を管轄し、これに対する地租の執行権を維持すればそれでよいわけである」。たしかにこの時期田租は増徴されて来つつあり、それに応じて出率利稲の地税（率稲）化も進行し、その両者による地税収入が増大したことは事実であり、その間の事情はたとえば尾張国郡司百姓等解で容易に知ることが出来る。したがつてその限りでは村尾氏の指摘は疑いもなく正しいのである。にも拘らずわれわれは、そのことが交易制の無條件的な展開をもたらしたとは考えないのであり、また事実そうであつた。即ちすでに見て来た如く、一〇世紀以降各国衙はしばしば正税用尽を訴え又は口実として、中央への交易物貢進を対捍しているのである。少くともここでは、地税「正税確保がそのまま交易制の順調なる運用と発展をもたらしたとはいいがたい。むしろ交易制の換骨奪胎化した臨時雑役という形で無直交易が、かかる条件の中で生まれて来るのである。

交易制の発展を阻害したのは、だから直接的には正税の欠乏であるが、このことに関連して留意されるのが、中央による国衙正税そのものの取奪が強化されて来た事実であ

る。この点に關してはすでに喜田・園田兩氏の勞作があるので詳論するに及ばないが、要するに九世紀から一〇世紀初頭にかけての時期に、從來からあつた、正税の一部をさいて春き中央へ貢進する年料春米の他に、中央官人給与にあてるために、正税中租穀をさいて運輸する年料租春米及び年料別納租穀の制がはじまり、ために不動穀として蓄積さるべき田租入（正税）が急速に消費されて行つたのである。とするならば、正税による交易制の展開が期待され乍ら、現実にはその正税そのものが収奪されていたのであつて（園田氏が指摘される「調庸より正税へ」という変化がこれである）、ここに、村尾氏のいわれる如くには交易制の順調な發展を約束しない原因が存し、事實は逆に無直交易・臨時雜役制の出現を余儀なくせしめたのであつた。

正税交易制が以上の如き条件におかれたとするならば、当然予想されるように、既述した如き、富豪層を中核とする交易体制はそのまま展開して行つたとはいいがたい。結論的にいえば、彼等が調庸物調達に於いて中核的役割を果したのは九〜一世紀の二世紀余の間であつて、それに代つて出現した収取体制が在家役体制であつたと思う。この

在家役収取は、①正税・地稅確保の前提たる土地支配の強化、②交易（有直）から無直交易への転回、という二つの条件の下に出現した、手工業生産物の新らたなる収取体系に他ならない。つまり②からは、交易制即ち正税による代価支払いの消滅、換言すれば万雜公事という形で、の収奪方式の出現を見、①からは、かつての如き人身支配とは異なる、土地を基準（屬地主義）とする新らたなる人間支配（在家支配）の出現を見、<sup>⑩</sup>兩者を基礎条件として、再び強固なる収取体系が成立したのである。その時期は院政期であり、公領・庄園を通じて出現した。この在家役体制は、手工業生産物を公事として一方的に収取するのであるから、一見かつての調庸制（貢納制）に回歸したかの如くに思えるであろうが、しかし本質は全く異なるのであつて、むしろ中世的収取体系の成立と見ることができるとのである。

- ① 「類聚三代格」卷一九
- ② 「政事要略」第五三
- ③ 乗田（公田）や雜田の地子を輕貨物に交易して中央へ輸送すること。

- ④ ⑤ ⑥ ⑦ 「政事要略」第五七
- ⑧ 『史憲』一七・一八合併号

⑨ 寛平七年七月一日官符「類聚三代格」卷一四)

⑩ 喜田新六氏「令制下に於ける物資の融通運用に就いて」(『史学雑誌』四九ノ六・七)

⑪ 「故実叢書」三卷所収

⑫ 延長九年四月一七日官宣旨(「別本符宣抄」)

⑬ 臨時用若干束

依太政官符若干束

依「某年月日符」給「某官位姓名ニ禄料若干束

絹若干疋束、絹若干疋束、

綿若干疋束、綿若干疋束、

調布若干端束、調布若干端束、

鉄若干口束、鉄若干口束、

(主税式下)

⑭ 「別本符宣抄」

⑮ 「政事要略」第五三

⑯ 「平安遺文」第一卷二四五号

⑰ 延長二年八月七日東寺伝法供家牒案(「平安遺文」第一卷二一九号)

⑱ 「平安遺文」の文書番号だけを記しておこう。二五〇(調物)・二四八(二五三)・二五七(二六二)・二六一・二七〇・

二七七(以上一卷)、三二三・四三一(官物交易)・四三九(反米・国交易絹)・四四五・四五七(田寧之雜事)・四六七・四六八(反米并田率米色々雜物)・四七一・四七四(造宮料宣旨加

徴米并夫)・四七六・四八三・四八六・四八八・四九五・五〇九(今年新号有宣旨、所課内裏雜事并防贖及臨時雜役)・五八

二・六一二(以上二卷)、六八九・六九一・七〇二(防河造宮

御馬遙送官使上下向供給雜駄夫等之役)・七〇三・七〇九(齋宮上下夫并夫馬・宇佐使供給夫馬・国宰私上夫・檢非違使供給

并私干葺、放入馬司葺使、防河夫造内裏加徴)・七一〇・七一

一(御馬遙送官使供給借馬夫役等)・七一五・七一七・七一

九・七四八(本文を見よ)・七五六(国宣鴨頭花紙等)・七八

七・七八九・七九〇・七九三(賀茂祭契齋料)・八〇八・八〇九・

二二・四九(国宣鴨頭草紙五〇枚・東西交易ヲナシ弁ズル所也)・八五三(石井庄、本文を見よ)・八六五・八七三・八八

六・八九四・九〇四(檢田使供給雜事)・九五三・九五四・九

五六・五八・六一・七三・七四・七五・七六・七七・一〇六

一・六二・六三、九九二・九九八(陶器・草葉・砂金・御馬等使遙送供給及方々雜役)・一〇一六・一〇五六・一〇五七・一

〇八二・八五・八六・一〇八三・一一〇〇(造野宮作料米、重色国内平均之役)・一一一八・一一二二・一一二七・一一三

〇・一一四三(以上三卷)、以下省略。

⑲ 「平安遺文」第三卷七四八号 ⑳ 同右五〇九号  
㉑ 天喜元年七月美濃国茜部庄司住人等解(「平安遺文」第三卷七〇二号) ほか  
㉒ 永延元年二月筑前宮崎宮塔院牒(同右第二卷三二三号) ほか  
㉓ 天喜四年壬三月二六日官宣旨案(同右七八七号) ほか  
㉔ 「平安遺文」第二卷四三九号  
㉕ 同右第四卷一一八三・四号  
㉖ 延久六年七月七日官宣旨(同右第三卷一一〇〇号)

②7 同右第二卷八五三号

②8 「類聚三代格」卷八

②9 「三代実録」貞觀一五年二月一七日条

③0 「田堵の存在形態」『史林』四〇ノ二

③1 「国衙領の名と在家人」『中世社会の基本構造』「平安初期

の国衙と富豪」『史林』四二ノ二

③2 拙稿「庄園と寄作人」『中世社会の基本構造』

## あとがき

律令財政史の研究は、最近急速に推し進められて来ているが、その基礎となる律令税目のそれぞれについて、なお考察の余地が残されている。それは調庸制についても同様で、とくに平安全期を通じてその推移を辿つた研究はないといつてよい。本稿はその様な観点から、時代に於ける調庸制の崩壊・変質過程を考察したのであつたが、結果としては現象面の整理に終始し基礎構造に言及してはいないこと、且つ又全期にわたることが出来なかつたことは残念である。本稿でいわんとしたことは、各章各節で要約しているので、ここでは極く簡単にまとめておくに止めたい。

(1) 律令制下における手工業生産物(広義)の収取は、調

庸制(貢納制)と交易雑物制(交易制)の二本立で行われたが、奈良・平安前期を通じて、貢納制が衰頹し代つて交易制が拡大展開された。その転換を集中的に体现するのが公営田制であつた。

(2) 公営田制とは、国衙正税を営佃に投下することによつて官衙入(納官分)及び国衙入(租料)を圖つたものであるが、それと同時に、納官分としての調庸現物の収取を確保する所に主要な目的があつた。

(3) 即ち公営田制の実施によつて、調庸現物収取は停止(免除)され土地生産物に地稅収取に切換えられたとする所説は誤まりであり、その事実もない。公営田における調庸物の「免除」とは、正税を代価に充てて現物の買上げを行つたことをいう。即ち公営田制は、調庸制(貢納制)から交易制への、最初にして本格的な転換を示したものであり、そこに歴史的意義があつた。

(4) 交易制は九一〇世紀を通じて展開し、それは富豪層を中核とする収取体制であつたが、その根源たる各衙の正税用尽によつて、行きづまらざるを得ず、その結果臨時雑役が出現した。(有直)交易↓減直交易↓無直交易の移行

がこれに対応する。

(5) 調庸制↓交易制↓臨時雑役制という推転の結果現われた新たな取引体系が、院政期の在家役制ともいうべきもので、土地支配を通じて実現される在家（人間）支配に基づき、手工業生産物を代価なしで一方的に公事として収取する方法である。

取上げようとして残した問題はなお多々あり、又考察不十分な点や誤謬も少くないと思うが、それらの検討は次の機会にゆだねたい。文中先学に対して犯した非礼を御詫びすると共に、本稿に対する御叱正をお願いするものである。

〔附記〕 本稿は昭和三六年六月一日京都大学説史会春季大会（於楽友会館）で発表した草稿に基づいて成稿したものである。

執筆者紹介

- |       |           |
|-------|-----------|
| 村井 康彦 | 京都女子大学助教授 |
| 竺沙 雅章 | 京都大学助手    |
| 片山 佳子 | 大阪大学大学院学生 |
| 野田 宣雄 | 京都大学大学院学生 |
| 宮川 満  | 大阪学芸大学教授  |
| 牧 健二  | 龍谷大学教授    |
| 布日 潮温 | 立命館大学教授   |
| 大島 隆雄 | 京都大学大学院学生 |
| 樋口 隆康 | 京都大学助教授   |
| 横山 浩一 | 京都大学助手    |

Transmutation Process of the *Chô-yô* 調庸  
through *Kueiden* 公營田

by

Yasuhiko Murai

The *Chô-yô* system 調庸, which is the core of taxation system in the finance of *Ritsu-ryô* 律令 state, means that of collection of handicraft products in a wide sense, which originally has two means, one is *Kônô* 貢納 system which is to collect of farmers per capita under the personal control, the other is *Kôeki* 交易 system in which *Kokuga* 国衙 pays the *Syôzei* 正税 as price, buys necessaries and carries to the central government. But through the *Nara* and early *Heian* period the former gives way to the latter. The *Kueiden* 公營田 system, executed in the nine countries under the control of *Dazai-fu* 太宰府 in 823, was just in the transition period. This system means that *Syôzei* of each *Kokuga* were invested to the management of *Kueiden* with a large harvest, with intention of increase in the revenue of central government and *Kokuga*, and at once handicraft products were bought by paying and secured.

The general understanding, in which by enforcement of *Kueiden* system collection of *Chô-yô* actual articles was stopped and gave way to that of land products or land tax is wrong. Truly this is the first and real transition to the barter system from tribute-paying system, in which there is the historical importance.

This barter system through 9 and 10 centuries was the revenue system managed by centering to the rich people, but by want of *Syôzei* this was forced to reach its limits, and then the method of *Rinjizôeki* 臨時雜役 was taken which means a very wayward seizure without payment. It is *Zaikeyaku* 在家役 system that was established in the 11 and 12 centuries through this confusing period. This system, based on the control of *Zaike* 在家 (person) realized through land control, means the method to collect onesidedly handicraft products (*Kuji* 公事 in this care) without payment.